

出席停止について

新型コロナウイルスは、学校保健安全法の規定（学校の出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。）により出席停止扱いとなります。出席停止期間を満たし、医師より登校許可をうけたら、下記の「登校再開届」に保護者の方が記入し、ご提出ください。この用紙に医師の証明は不要です。

新型コロナウイルス発熱期間と出席停止・出席開始の目安

例えば、発症後3日目に症状が軽快した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発症	→		症状軽快	軽快後1日	発症後5日目以内 のため登校不可	登校再開

例えば、発症後5日目に症状が軽快した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症	→				症状軽快	症状軽快後 1日経過する 必要がある ため登校不可	登校再開

----- キリトリ -----

年 月 日

町田市立小山小学校長様

登校再開届（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症により、__月__日～__月__日まで欠席しました。

登校許可が（医療機関名_____）より出ましたので
本日より登校を再開いたします。

_____年 組 児童氏名

_____保護者氏名 _____印

※この用紙に医師の証明は不要です。